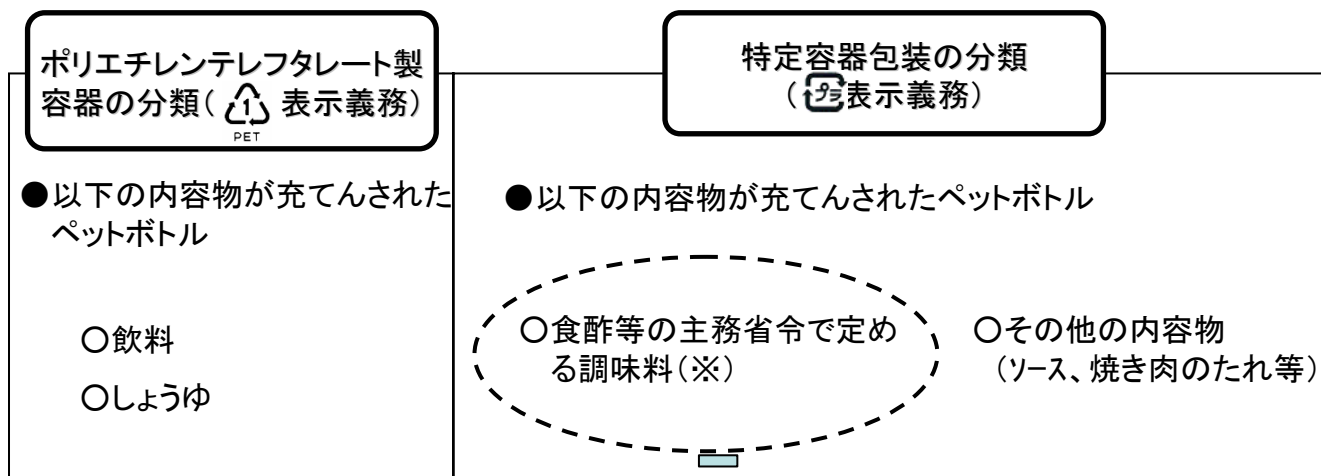


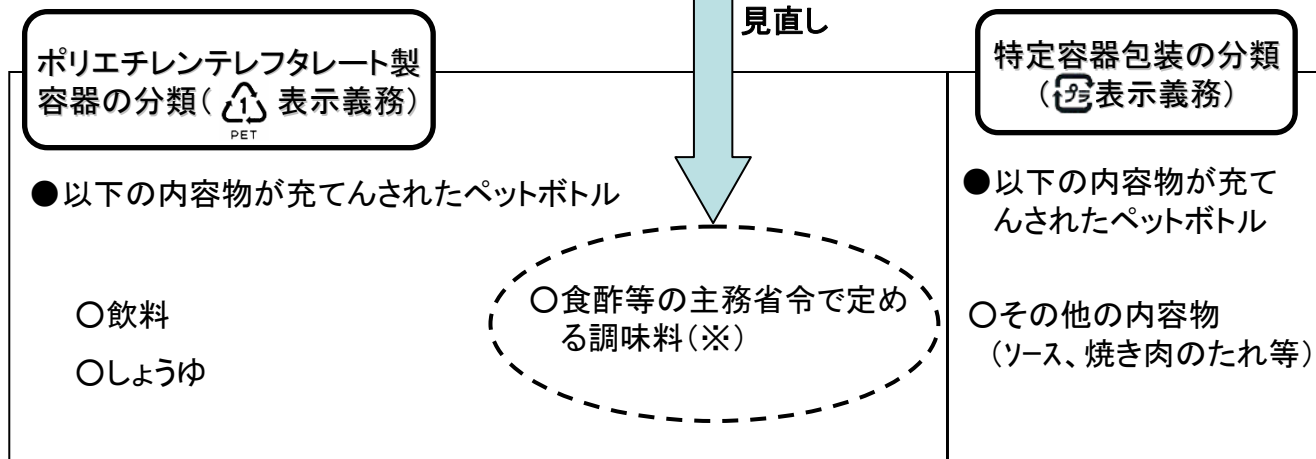
# 資源の有効な利用の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令等の概要

食酢等が充てんされた一部のポリエチレンテレフタレート製容器(いわゆるペットボトル)の流通の実態、再資源化への適性等にかんがみ、ペットボトルから得られる再生資源の有効な利用を促進するため、当該容器を、これまで分類されていた、指定表示製品中の特定容器包装(♻️マークの表示を義務付け)から除くとともに、ポリエチレンテレフタレート製容器の分類(♻️マークの表示を義務付け)に追加する。

## 現行



## 改正後



(※)主務省令において以下の調味料を指定

- ・しょうゆ加工品(めんつゆ等)
- ・みりん風調味料
- ・食酢
- ・調味酢
- ・ドレッシングタイプ調味料(ノンオイル和風ドレッシング等)